

(年)	(事 項 等)	(都 の 援 護)
1945(昭20)	8.9 中国残留孤児及び残留婦人等の発生 8.15 天皇陛下、終戦の詔書録音放送 9.2 降伏文書調印(東京湾の米戦艦ミズリー号上で降伏文書に署名)	12.- 一時宿泊所「東京都常盤寮」設置(品川区) (恩賜財団同胞援護会に運営委託)
1946(昭21)	5.14 中国からの集団引揚げ開始	12.- 宿泊所「東京都南千住寮」開設
1947(昭22)		5.3 「地方世話部」、国から都へ移管、民生局世話課発足
1949(昭24)	10.1 中華人民共和国成立 10.3 中国(大連)からの集団引揚げ中断(旧満州地域からの最終は昭23.8.19)	4.- 東京都常盤寮を直営とする。 6.- 宿泊所「東京都江東寮」開設 8.- 宿泊所「東京都小豆沢寮」開設
1950(昭25)		10.- 宿泊所「東京都一之江寮」開設
1951(昭26)	9.8 対日平和条約、日米安全保障条約調印(サンフランシスコにて)	12.- 宿泊所「東京都赤羽荘」開設
1952(昭27)	2.25 個別引揚者の船運賃の負担(帰国に要する船運賃を国庫負担) 3.18 海外邦人の引揚げに関する件(閣議決定)	6.- 宿泊所「東京都江北寮」開設 8.- 更正施設「東京都新幸荘」開設 12.- 更正施設「東京都塩崎荘」開設
1953(昭28)	2.27 引揚者に対し帰還手当を支給(昭62から自立支度金に改称) 3.23 中国からの集団引揚げ再開 8.1 未帰還者留守家族等援護法(法律第161号)公布	
1956(昭31)		9.- 宿所提供施設「東京都平和荘」開設
1958(昭33)	7.13 中国からの集団引揚げ終了(以後は個別引揚げ)	
1959(昭34)	3.3 未帰還者に関する特別措置法(法律第7号)公布	
1961(昭36)		10.- 宿泊所「東京都綾瀬荘」開設
1962(昭37)	6.1 中国地域引揚者に対する出境地までの帰国旅費の支給(日赤に委託し実施)	
1964(昭39)		3.31 東京都引揚者一時宿泊所条例公布
1966(昭41)		10.- 東京都常盤寮、江戸川区に移転
1972(昭47)	9.29 日中国交正常化(北京において共同声明に調印)	
1973(昭48)	10.18 中国からの引揚者に対する帰国旅費を国庫負担 10.31 中国在留邦人の一時帰国(里帰り)旅費を国が全額負担することを決定	
1975(昭50)	3.12 中国残留孤児の身元調査のため報道機関による第1回公開調査実施(以後公開調査は昭56.1まで9回実施)	
1978(昭53)	8.12 日中平和友好条約署名・調印(10.23批准書交換)	
1979(昭54)	1.26 中国からの帰国者に対し、語学教材の支給開始(昭和52.4以降の帰国者に支給) 6.5 一時帰国経験者であっても永住帰国援護を行うこととした。	10.- 中国帰国者の受入れ増加に伴い、東京都常盤寮日本語教室開始(「中国帰国者三互会」)
1980(昭55)	11.5 中国残留孤児問題について第1回関係各省庁連絡会議開催(以降平16.3まで33回開催、第1回は外務省主催、第2回目以降は厚生省主催)	
1981(昭56)	3.2 第1次訪日調査実施(以後平成11年度まで通算30回実施)	
1982(昭57)	3.26 中国残留日本人孤児問題懇談会発足(以後平元年度まで通算18回)	

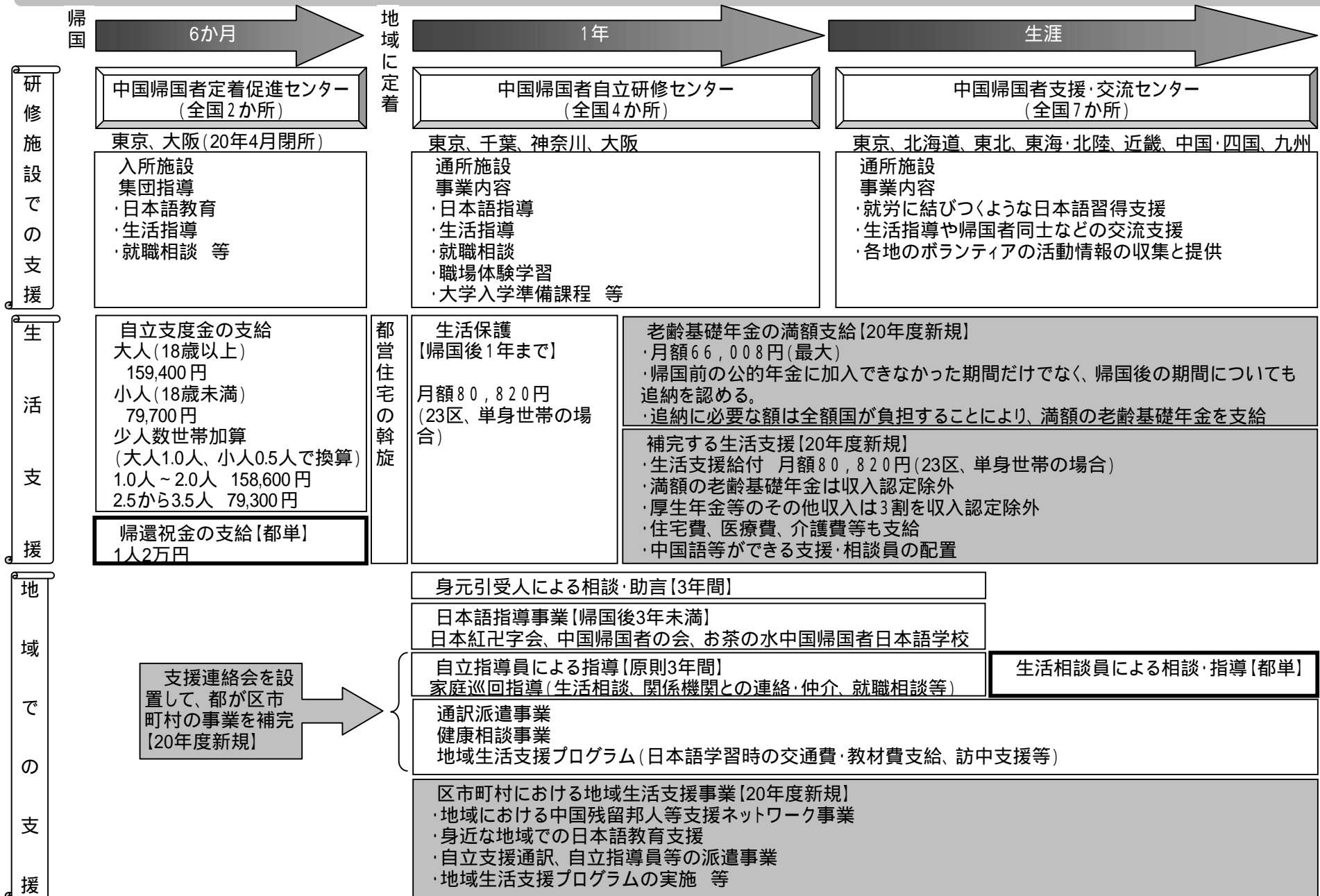
(年)	( 事 項 等 )	( 都 の 援 護 )
1983(昭58)	3.8 中国からの帰国者及び日本語指導者に対して、日本語教材「中国からの帰国者のための生活日本語」の配布(文化庁から) 4.1 (財)中国残留孤児援護基金設立	4.1 東京都社会福祉協議会の日本語教室及び帰国者相談事業に対し経費補助開始 中国帰国者生活相談員制度発足
1984(昭59)	2.1 中国帰国孤児定着促進センター開所(所沢)(平6.4.1「中国帰国者定着促進センター」に改称) 3.17 中国残留日本人孤児問題の解決に関する口上書を日中両国間で交換(養父母に対する扶養費の送金 未判明孤児の受入等) 7.30 中国政府及び東北三省政府孤児問題担当者を日本へ招待(以後平3年度まで毎年日中交互に担当者を招待、平8年度交互実施) 11.6 (財)中国残留孤児援護基金が帰国孤児の養父母を日本へ招待(以後毎年招待)	
1985(昭60)	3.29 身元未判明孤児の永住帰国受入れ(身元引受人制度の創設)	
1986(昭61)	4.2 肉親調査にコンピューター・システム導入 5.9 帰国孤児の養父母に対する扶養費に関する口上書を日中両国間で交換 ・帰国孤児1人につき1人分 ・10,800元(60元×12月×15年) ・(財)中億残留孤児援護基金から中国紅十字会総会へ送金 12.15 中国帰国孤児定着促進センター(所沢)を拡充(年間受入能力90世帯 180世帯)	4.1 民間団体の実施する日本語指導事業への補助開始
1987(昭62)	4.1 大阪中国帰国孤児定着促進センター開所(平6.4.1「大阪中国帰国者定着促進センター」に改称) 再一時帰国援護開始(対象:一時帰国後概ね10年経過した者) 6.1 北海道、福島に中国帰国孤児定着促進センター開所 7.1 福岡中国帰国孤児定着促進センター開所(平6.4.1「福岡中国帰国者定着促進センター」に改称) 10.1 愛知中国帰国孤児定着促進センター開所	4.1 中国帰国者の相談窓口を開設(福祉局福祉部援護課内) 4.1 自立指導員制度、国の委託事業として開始
1988(昭63)	6.1 埼玉、神奈川、愛知、大阪、長崎、鹿児島等の6ヶ所に中国帰国者自立研修センター開所以降、10月1日までに、兵庫、長野、京都、東京、福岡、広島、山形、高知、千葉の9ヶ所に中国帰国者自立研修センター開所	4.1 東京都中国帰国者自立研修センター、国の委託事業として開始
1989(平元)	7.31 身元判明孤児に対する特別身元引受人(在日親族が判明孤児の帰国を拒み、その相談相手となることが期待できない者の相談相手)制度の創設 12.12 中国帰国者自立対策委員会発足(以降平2年度までに2回開催)	
1990(平2)	8.29 (財)中国残留孤児援護基金が中国残留婦人一時帰国に対する協力援助事業開始	
1991(平3)	4.1 一時帰国の滞在費支給 4.30 北海道中国帰国孤児定着促進センター開所 6.20 特別身元引受人制度の対象者に残留婦人等を追加 7.31 福島中国帰国孤児定着促進センター開所	
1992(平4)	3.31 愛知中国帰国孤児定着促進センター開所 4.1 障害のある者の介護人及びその世帯の永住帰国援護の開始	

(年)	( 事 項 等 )	( 都 の 援 護 )
1993(平5)	12.15 中国残留邦人の帰国問題の解決に関する口上書を日中両国間で交換 早期に永住帰国を希望する中国残留邦人等の受入3ヵ年計画を発表	
1994(平6)	4.6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(法律第30号)公布(10.1施行) 6.1 中国帰国者定着促進センター長野分室開所 6.23 65歳以上の高齢残留邦人の永住帰国に当たり、この者を扶養するため同伴帰国する子1世帯を援護対象とした。 国の事業として(財)中国残留孤児援護基金に集団一時帰国の援護事業を委託 8.29 中国帰国者定着促進センター山形分室開所 11.9 国民年金法等の一部を改正する法律公布(帰国者支援法の一部改正、中国残留邦人等に対する国民年金の特例措置 平8.4.1施行)	
1995(平7)	2.1 身元引受人制度の一本化(特別身元引受人を統合) 4.1 60歳以上の高齢残留邦人の永住帰国に当たり、この者を扶養するため同伴帰国する子1世帯を援護対象とした。 身元未判明孤児の就籍援助の開始 5.24 静岡県中国帰国者自立研修センター開所以降、10月2日までに、静岡、岩手、福島、東京都武蔵野、北海道に自立研修センター開所(自立研修センターは全国で20ヶ所となる。) 7.1 宮城、広島中国帰国者定着促進センター開 10.1 中国残留邦人等の一時帰国の毎年化一時帰国の滞在費支給要件を緩和し、親族も支給対象とした。 岐阜中国帰国者定着促進センター開所(定着促進センターは全国で8ヵ所(分室を含む。))となる。)	9.1 東京都武蔵野中国帰国者自立研修センター開所
1996(平8)	4.1 中国残留邦人等に係る新たな国民年金の特例措置施行 中国帰国者自立研修センターにおける帰国2年目以降の者に対する日本語再研修開始	
1997(平9)	4.1 55歳以上の高齢残留邦人の永住帰国に当たり、この者を扶養するため同伴帰国する子1世帯を援護対象とした。	
1998(平10)	1.31 中国帰国者定着促進センター山形分室閉所以降、平11・30までに岐阜、広島閉所 10.12 樺太残留邦人が所沢の中国帰国者定着促進センターに入所	
1999(平11)	3.31 宮城中国帰国者定着促進センター閉所(定着促進センターは全国で4ヶ所(分室を含む。))となる。 7.31 高知県中国帰国者自立研修センター閉所	
2000(平12)	3.29 訪日調査の見直しに係る口上書を日中間で交換 5.24 中国帰国者支援に関する検討会開催(平12.11までに7回開催、12.4報告書提出) 8.31 長崎県中国帰国者自立研修センター閉所以降、12.31までに静岡、兵庫閉所。(自立研修センターは全国で16ヶ所となる。) 11.14 訪日対面調査実施(見直し後第1回、4名訪日3名判明) 3.1 新たに認定された孤児を対象とした集団一時帰国(帰国のためのオリエンテーション)実施	

(年)	( 事 項 等 )	( 都 の 援 護 )
2001(平13)	3.31 岩手県中国帰国者自立研修センター閉所 (自立研修センターは全国で15ヶ所)となる。 11.1 中国帰国者支援・交流センター開設(東京、大阪) 11.30 中国帰国者定着促進センター長野分室閉所 (定着促進センターは全国で3ヶ所となる。)	3.31 東京都常盤寮廃止
2002(平14)	3.31 東京都武蔵野中国帰国者自立研修センター閉所。以降、12月31日までに、福島、鹿児島閉所(自立研修センターは全国で12ヶ所となる。)	3.31 東京都武蔵野中国帰国者自立研修センター閉所
2003(平15)	- 中国残留孤児の日中共同(訪中)調査の集中調査(2ヵ年計画)の開始 11.20 中国帰国者生活実態調査の実施	
2004(平16)	4.30 福岡中国帰国孤児定着促進センター閉所(定着促進センターは全国で2ヶ所となる。) 6.1 九州中国帰国者支援・交流センター開設(福岡) (支援・交流センターは全国で3ヶ所となる。)	
2006(平18)	8.31 愛知県、広島県中国帰国者自立研修センター閉所(自立研修センターは全国で10ヶ所となる。) 9.1 東海・北陸、中国・四国中国帰国者支援・交流センター開設(支援・交流センターは全国で5ヶ所となる。)	
2007(平19)	1.30 安倍総理から柳沢大臣に対し、中国残留邦人の支援のあり方について検討の指示 2.- 中国残留邦人からのお話を伺う会開催(3月まで全5回、東京、大阪、札幌で開催) 3.31 埼玉県中国帰国者自立研修センター閉所以降、12月31日までに山形県、北海道、福岡県自立研修センター閉所。(自立研修センターは全国で6ヶ所になる。) 4.1 生活保護受給中の中国帰国者等への地域生活支援プログラム事業開始 5.17 中国残留邦人への支援に関する有識者会議開催(全5回、6月12日報告書とりまとめ) 7.8 集団訴訟の原告団、与党PT案の受入れを表 7.9 与党PT、新たな支援策を決定 7.10 安倍総理、集団訴訟の原告団と面会 8.1 北海道、東北中国帰国者支援・交流センター開設(支援・交流センターは全国で7ヶ所となる。) 11.28 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律成立(全会一致)	
2008(平20)	1.1 一時金の支給開始 3.1 老齢基礎年金の追納開始 3.31 長野県、京都府中国帰国者自立研修センター閉所(自立研修センターは全国で4ヶ所となる。) 4.1 支援給付の実施 支援・相談員の配置 地域生活支援事業開始 4.8 大阪中国帰国者定着促進センター閉所 (定着促進センターは全国で1ヶ所となる。)	



# 中国残留邦人等に対する支援策(平成20年度)



参考資料[3]

平成20年度 中国残留邦人対策関係予算の概要	
	【19年度予算額】 【20年度予算額】
	1,780百万円 → 11,145百万円
(*職業安定局及び職業能力開発局計上分含む 1,838百万円 → 11,251百万円)	

中国残留邦人に対して、従来の施策に加え、その置かれた特別な事情に配慮した新たな支援策を講ずるため、第168回国会(臨時会)において成立した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)」を踏まえ、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしが実現できるよう支援する。

1	<b>中国残留邦人に対する新たな支援</b>	<b>0百万円 → 9,939百万円</b>
	(1)中国残留邦人に対する支援給付の実施	0百万円 → 9,116百万円
	① 中国残留邦人に対する支援給付 老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、新たに生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図る。	
	② 「支援相談員」の配置 中国残留邦人に理解が深く、中国語ができる「支援相談員」を福祉事務所等に配置し、円滑な実施体制を整備する。	
	(2)地域社会における生活支援の実施	0百万円 → 562百万円
	① 地域における中国残留邦人支援ネットワーク事業 地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人が気軽に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解、見守りや支え合いなど地域で安定して生活できる環境を構築する。 ・ 地域住民の理解を得るための研修会の実施 ・ 地域住民等との調整を行う支援リーダーを配置して、地域における交流事業等に気軽に参加できる仕組みを構築 ・ 自立指導員、自立支援通訳等の派遣事業の実施	
	② 身近な地域での日本語教育支援 中国残留邦人が身近な地域で学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を実施する。 ・ 地域のボランティア団体等が実施する日本語教室に対する助成を実施 ・ 民間の日本語学校を利用し、日本語を習得する者に対する受講料の補助 ・ ボランティア団体等が地域で実施している交流事業に対する助成	
	(3)啓発・広報の実施	0百万円 → 53百万円
	中国残留邦人問題への国民の理解と協力を得るための啓発・広報等を実施する。	
2	<b>2世・3世に対する就労支援</b> (※職業安定局及び職業能力開発局計上分)	<b>58百万円 → 106百万円</b>
	2世・3世の就労による自立を図るため、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・職業紹介や試行雇用の実施等の就労支援を促進する。	
3	<b>定着自立援護</b> (自立研修センター、支援・交流センター運営経費等)	<b>1,103百万円 → 501百万円</b>
4	<b>帰国援護</b> (帰国旅費の支給、定着促進センター運営経費等)	<b>621百万円 → 645百万円</b>
5	<b>訪日調査等</b>	<b>56百万円 → 60百万円</b>

中国残留邦人に対する新たな支援関連平成19年度補正予算の概要		<b>25,368百万円</b>
1. 老齢基礎年金の満額支給のために必要な保険料の追納	25,161百万円	
中国残留邦人の老後の生活の安定を図るため、老齢基礎年金の満額支給を行うために必要な年金保険料を全額国庫負担で追納する特例措置を講ずる。		
2. 広報事業経費等	207百万円	
中国残留邦人に対して新制度の広報等を実施する。		

## 生活保護制度と支援給付の対比表(相違点)

テーマ	内容	生活保護	支援給付
基準	生活費	生活扶助基準額(介護保険料加算については、普通徴収の者のみ認定。特別徴収の者は年金収入認定時に控除。)	生活扶助基準額に準じる。 (介護保険料加算については、普通徴収・特別徴収の区別なく全員に認定。)
	住宅費	住宅扶助基準額	住宅扶助基準額に準じる。
	その他の費用	一時扶助の基準額等	一時扶助の基準額等に準じる。
実施機関・実施責任	実施機関	都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長(福祉事務所等に事務を委任。)	都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長(ただし、どのセクションが担うかは各自治体の判断。)
収入認定の取扱い	収入の申告時期	就労可能と判断される者は、原則として毎月。就労困難と判断される者は、少なくとも12ヶ月毎。常用雇用等、収入の増減が少ない場合は3ヶ月毎。	原則として年1回、6月。 (ただし、随時変更の例外規定あり。)
	就労収入	毎月の収入額から、必要経費等(社会保険料や通勤費)を控除した額を収入認定。	前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定。 (必要経費は別途控除するが、基礎控除や特別控除などの適用は要さない。)
	年金等の収入	実際の受給額を、受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定。	特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金の満額相当額(平成20年度は66,008円)については、収入認定除外。 これを超える年金額等については、その3割を収入から控除した上で収入認定。
	仕送り収入、財産収入	実額を当該月の収入として認定。	前年1年間の収入を基に月額を算定し、その3割を控除した上で収入認定。
	その他収入	8千円を超える額を当該月の収入として認定。	前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定。
	収入として認定しないものの取扱い	「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金又は見舞金のうち当該費保護世帯の自立更正のために当てられる額」等の規定あり。	老齢基礎年金にかかる拠出済み保険料相当額(一時金)。 (その他の規定は生活保護制度に準ずる。)

テーマ	内容	生活保護	支援給付
資産の取扱い	現金、預貯金	新規申請時には、最低生活費の2分の1の額まで保有を容認。	支援法第13条第4項の一時金のうち本人の手元に残る額と預貯金等を合算して、当該中国残留邦人等の追納保険料月額480ヶ月分に相当する額まで保有を認める。
	生命保険	危険対策を目的とした保険であって、解約返戻金が最低生活費の3ヶ月分以内、保険料の額が最低生活費の1割程度以内のものは保有を容認。 貯蓄性の高い保険は認められない。	開始申請時に解約返戻金の額が預貯金等(老齢基礎年金が満額支給される際に手元に残る拠出保険料相当額の一部を含む。)と合算して、老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当の一部の一時金の額までは、解約を求めない。
	自動車	事業用、山間僻地又は障害者の通勤用、障害者の通院用以外の自動車保有は認められない。(生活用品としての保有は認めない。)	一定の資産価値(概ね支援給付の基準額の合計額の3ヶ月程度)以下であり、維持費が支援給付のやりくり等で賄われる自動車については、保有を容認。
	土地・家屋	要保護世帯向け長期生活支援資金の活用が可能な者は活用を優先。 活用ができない者は、見込み処分価格が標準3人世帯の生活扶助基準額+住宅扶助基準額の10年分程度の額(通常、2千万円～3千万円)を超えた場合は処遇検討会に諮り処分を検討。それ以下なら保有を容認。 ただし、ローン返済中は認めない。	原則、生活保護制度に準じる。 長期生活支援資金制度についても活用を前提とするが、具体的な取扱いについては、厚労省と個別に相談・協議を行う。
扶養義務の取扱い	扶養能力調査	扶養能力調査対象者 ・「重点的扶養能力調査対象者」(夫婦、未成熟の子に対する親、親子関係のうち扶養の可能性が期待される者など) 管内に居住する場合は、原則として実地につき調査。 管外に居住する場合は書面で調査。 ・「重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者」 原則として、書面で調査(電話等も可)	生計を別にする2世3世に対しては、原則として実施しない。 その他の扶養義務者(日本人の兄弟等)については、必要に応じて保護の実施要領の定めに応じて実施。
他法他施策の活用		他法他施策優先の原則。(国民健康保険制度、後期高齢者医療制度等はその例外。)	他法他施策優先の原則。(国民健康保険制度、後期高齢者医療制度等はその例外。)なお、生活保護と支援給付の関係においては、支援給付が優先する。

テーマ	内容	生活保護	支援給付
世帯認定	2世等と同居している場合の取扱い	原則として同一世帯として扱い、保護の要否・程度を決定。	別世帯(「同居している者」として扱うが、給付金の決定に当たっては、次のとおり取り扱う。 (基準生活費) 給付金の対象となる残留邦人等世帯のみの基準額で算出する。(2世等の収入の取扱い) 「2世等を含めた全体の基準額(原則として2世等の医療費・介護費は算定しない)から残留邦人世帯の基準額を引いた額」より「2世世帯の収入認定額」が上回っている場合は、その上回った部分について支援給付が減額となる。2世等の収入については、前年の税法上の所得額から税・社会保険料を控除した後の額の12分の1の額を収入認定額とする
医療支援給付	医療券等の取扱い	福祉事務所が本人からの申請を受けた後、医療券を本人に対して交付 医療券を医療機関に持参し受診	実施機関が本人からの申請を受けた後、 <u>医療券を医療機関に送付</u>
	受診医療機関の選択	受診医療機関については、生活保護の指定医療機関の中から、本人の希望を参考にしつつ、福祉事務所が居宅からの距離等を勘案し選定	受診医療機関については、生活保護の指定医療機関の中から、 <u>本人の希望により選定</u>
その他の事項	訪問調査	要保護者の生活状況等の把握や、自立指導のために、世帯の状況に応じて、定期的実施。 (家庭訪問) 少なくとも1年に2回以上 (入院入所者訪問) 少なくとも1年に1回以上 訪問調査はケースワーカーが行っている。	新規に給付金の申請があった場合は、給付金の支給の要否・程度を決定するために、訪問調査を実施。 給付金を受給中の世帯に対しては、残留邦人等から要請があった場合を除き、 <u>世帯のニーズの把握や届出事項の確認等のために必要最小限度の範囲で実施。</u> 訪問調査は、支援相談員が単独(あるいは実施機関の担当職員と同行)で行う。
	就労指導	稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース等に対しては、就労指導。	<u>原則として、就労指導等を行わない。</u>
	海外渡航の取扱い	親族の冠婚葬祭等の場合、渡航期間が2週間以内であれば渡航費用を収入認定しない。 また中国残留邦人等であって、地域生活支援プログラムを利用する場合は、親族の冠婚葬祭等で中国等へ渡航する際に2ヶ月以内は渡航費用を収入認定されない。	<u>目的が親族の冠婚葬祭等の場合は、渡航期間が2ヶ月以内であれば渡航費用を収入認定しない。なお、その際の渡航先は問わない。</u>

# 新たな支援策新聞広告

参考資料[5]

1 回目 全国紙、ブロッック紙、地方紙  
3月19日～31日  
記事下5段

## 永住帰国した中国残留邦人及び樺太残留邦人の皆様へ

厚生労働省

〈致給从中国、从岸页岛回国定居的同胞们〉

中国残留邦人等の方々の老後の生活の安定を図るため、「新たな支援」がスタートします。〈为了遣华日本人等安定晚年，「新的支援」制度开始实施〉

### 1. 老齢基礎年金が満額支給されます

- 平成20年1月から申請受付が始まっています。
- 次の要件のいずれにも該当する中国残留邦人等の方々が対象となります。
  - ①明治44年4月2日以後に生まれた方
  - ②昭和21年12月31日以前に生まれた方  
昭和22年1月1日以後に生まれた方で昭和21年12月31日までに生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にある方として、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。
  - ③永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している方
  - ④昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方
- 申請がお済みでない方は、厚生労働省までご連絡ください。

連絡先: 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省 社会・援護局 援護企画課 中国孤児等対策室  
電話 03-3595-2456  
〈厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>〉

### 1. 支払満額老齢基礎年金

- 平成20年(2008年)1月开始申請。
- 符合以下全部条件の遣华日本人等将成为支付对象。
  - ①明治44年(1911年)4月2日(含)以后出生者  
包括且退昭和22年(1947年)1月1日以后出生的60岁(含)以上者、昭和22年(1947年)12月31日(含)以后出生且退昭和21年(1946年)12月31日(含)以前出生且回国定居者(除特准后、即可成为支付对象)。
  - ②从回国定居之日起连续一年以上在日本拥有定居住所者。
  - ③昭和36年(1961年)4月1日(含)以后初次回国定居者。
- 尚未提交申请者，请与厚生劳动省取得联系。

### 2. 老齢基礎年金の満額支給による対応を補完する生活支援が受けられます

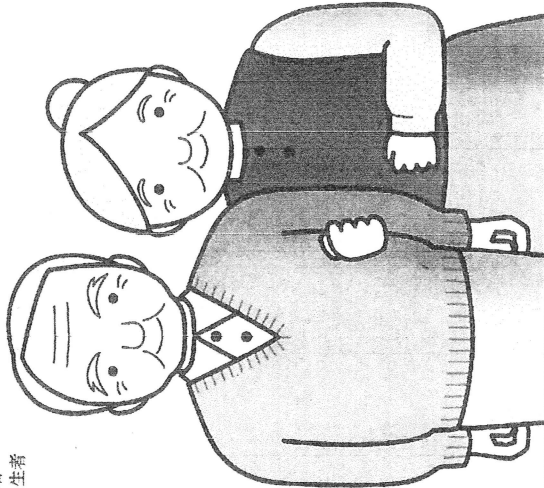
(为了完善老齢基礎年金満額支付后的相关对应，可以接受生活支援。)

上記の対象となる中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対し、従来の生活保護に代えて新たに生活支援給付等を支給します。この支援給付は、平成20年4月からお住まいの都道府県、市区町村の福祉事務所などで実施されます。

### 3. 地域社会における生活支援等が始まります

(针对所在地区社会的な生活支援事业即将开始实施)

中国残留邦人等とそのご家族の方が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるようになるため、地域のボランティア(7)団体等が実施している交流事業等に気軽に参加できる環境づくりをはじめ、地域における日本語教室等において学習する機会を提供いたします。



### 国民の皆様、地域の皆様へ

中国及び樺太に残留された邦人の皆様は、戦後の混乱の中、肉親と離別するなどし、国外に残留を余儀なくされ、最年華若に尽くさないで苦勞がありました。

ようやく日本に帰国されたときは、年齢を重ね中高年とになっていたため、日本の教育も受けられず、日本語の習得には大変な困難となり、言葉が不自由なため就労も思うようにはいきなり、安定した職も得られませんでした。

また、戦後の高度経済成長の時期には国外にいたため、他の日本人とは違いその恩恵を受けられませんでした。

このため、帰国後も懸命な努力をされましたが老後の準備が十分でできず、多くの人は生活原資に頼って生活をしており、また、言葉が不自由なため地域にも馴染めず、引きこもる方々もおられました。

このようなか中、左記の新たな支援策1,2を実施するための法律が昨秋の臨時国会で衆議院・参議院とも老齢者法の完全一致により成立し、これに加え左記の3の地域社会での支援も充実することとなりました。

国民の皆様、地域の皆様方には、帰国した中国残留邦人等及びそのご家族の皆様へ、今後とも十分をご理解と温かいご支援をいただけますようお願いいたします。

これにより、帰国者の皆様から、帰国してよかった、祖国は温かいと思っただけでよいと思っております。

(注) 昭和20年当時、中国の東北地方(旧滿洲国)には、戦時中に多くの日本人が滞在していたが、昭和28年(1953年)のソ連との国境交渉により、帰国した邦人は、約20万人に達した。このおこな中、約10万人は、帰国したものの多くの方々が難病に悩まされた。このおこな中、約10万人は、帰国したものの多くの方々が難病に悩まされた。このおこな中、約10万人は、帰国したものの多くの方々が難病に悩まされた。

「新たな支援」に関するご相談は、左記連絡先までお問い合わせ下さい。  
(有关「新的支援」制度的咨询，请与左记地址联系)

## 国民の皆様、地域の皆様へ

厚生労働省

中国及び韓木に残留された邦人の皆様は、戦後の混乱の中、肉親と離別するなどし、国外に残留を余儀なくされ、長年筆舌に尽くせないご苦労がありました。ようやく日本に帰国されたときは、年齢を重ね中高年となっていたため、日本の教育も受けられず、日本語の習得には大変な困難があり、言葉が不自由なため就労も思うようにはいかず、安定した職も得られませんでした。

また、戦後の高度経済成長の時期には国外にいたため、他の日本人とは違いその恩恵を受けられませんでした。

このため、帰国後も懸命な努力をされましたが老後の準備が十分できず、多くの人は生活保護に頼って生活をしており、また、言葉が不自由なため地域にもとけ込まず、引きこもる方々もおられました。

このような中、下記の新たな支援策1、2を実施するための法律が昨秋の臨時国会で衆議院・参議院とも各党各派の全会一致により成立し、これに加え下記の3の地域社会での支援も充実することとなりました。

国民の皆様、地域の皆様方には、帰国した中国残留邦人等及びそのご家族の

皆様へ、今後とも十分なご理解と温かいご支援をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これにより、帰国者の皆様から、帰国してよかった、祖国は温かいと思っていただけるよう願っております。

(注)昭和20年朝鮮・中国の東北地方(旧満州地区)には、開拓団など多くの日本人が居住していましたが、同年8月9日の連年の対日降参により、軍属に巻き込まれたり、連年の朝鮮戦争等により多くの方が犠牲となりました。このよゆう中、内閣と閣議して軍属となり中国の軍立所に置てられたり、やむなく中国に旅することとなった方々を「中国残留邦人」といいます。同様、韓木にも多くの日本人が住んでいましたが、様々な事情が障りとなって韓木に残留した方々を「韓木残留邦人」といいます。

## 中国残留邦人等の方々の老後の生活の安定を図るため、「新たな支援」がスタートします。

〈为了遺华日本人等安度晚年、「新的支援」制度开始实施〉

### 1. 老齡基礎年金が満額支給されます

支付満額老齡基礎年金

- 平成20年1月から申請受付が始まっています。  
平成20年(2008年)11月开始申請。
- 対象者は昭和36年4月以後に初めて永住帰国した方であること等の要件が必要です。
- 申請対象の主要条件为昭和36年(1961年)4月以后初次回国定居者
- 申請がお済みでない方は、厚生労働省までご連絡ください。  
尚未提交申请者，请与厚生劳动省取得联系。

### 2. 老齡基礎年金の満額支給による対応を補完する生活支援が受けられます

- 为了完善老齡基礎年金満額支付后的相关对应，可以接受生活支援。
- 平成20年4月から福祉事務所等で実施されます。(世帯の収入が一定の基準に満たない方)
- 平成20年(2008年)4月开始由福祉事务所等机关实施。(家庭收入未达到一定标准者)

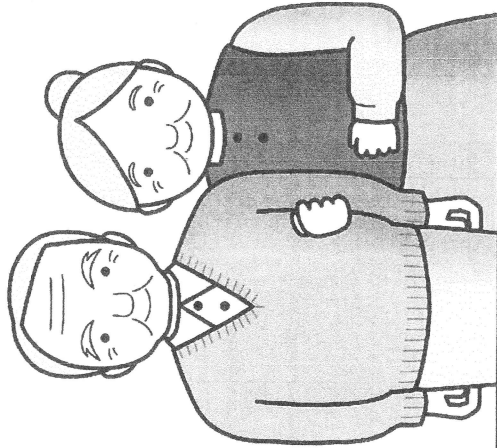
### 3. 地域社会における生活支援等が始まります

- 针对所在地区社区的、生活支援事业即将开始实施
- 平成20年4月から市町村等で実施されます。(お住まいの市町村等により内容は異なります)
- 平成20年(2008年)4月开始由市町村等机关实施。  
(根据所居住的市町村不同，实施内容有所不同)

「新たな支援」に関するご相談は、左記連絡先までお問い合わせ下さい。

(有关「新的支援」制度的咨询，请与左记地址联系)

連絡先: 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省 社会・援護局 援護企画課 中国孤児等対策室  
電話 03-3595-2456  
〈厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>〉





## 東京都における中国からの引き揚げ者数

年度	引揚者数	年度	引揚者数
昭和21	405,950	昭和53	67
昭和22	58,237	昭和54	59
昭和23	23,773	昭和55	121
昭和24	7,670	昭和56	102
昭和25	654	昭和57	119
昭和26	64	昭和58	141
昭和27	57	昭和59	68
昭和28	4,175	昭和60	147
昭和29	529	昭和61	256
昭和30	291	昭和62	322
昭和31	399	昭和63	343
昭和32	261	平成1	320
昭和33	457	平成2	202
昭和34	19	平成3	139
昭和35	35	平成4	102
昭和36	35	平成5	118
昭和37	37	平成6	138
昭和38	20	平成7	109
昭和39	28	平成8	173
昭和40	63	平成9	141
昭和41	21	平成10	105
昭和42	48	平成11	76
昭和43	16	平成12	60
昭和44	91	平成13	62
昭和45	63	平成14	40
昭和46	48	平成15	30
昭和47	52	平成16	12
昭和48	126	平成17	38
昭和49	78	平成18	42
昭和50	72	平成19	63
昭和51	6	平成20	50
昭和52	34		
		合計	507,174



## 中国残留邦人等支援の実施について

足立区福祉部自立支援課

## 1 中国残留邦人等支援施策の内容

## (1) 老齢基礎年金の満額支給の実施

## (2) 老齢基礎年金を補完する生活支援の実施(生活保護制度とは別途の法律に基づく給付金制度)

補完する生活支援は、そのことにより生活保護の水準よりも実質的に収入が増加

老齢基礎年金の満額を収入認定除外

厚生年金報酬比例部分や勤労収入などのその他の収入は、3割を除外

生活費のみでなく、住宅費用、医療費、介護費用なども個々の世帯の状況に合わせて対応

補完する生活支援の運用上の仕組み(配慮)

中国語ができる支援・相談員を配置(支給手続き等)

収入申告書の提出は原則年1回

中国残留邦人には就労勧奨しない

生計を別にする2世・3世に扶養照会をしない

中国渡航中は生活支援給付を停止しない、中国渡航費用は収入認定しない

中国残留邦人が死亡した場合、その配偶者は引き続き生活支援を継続する

現在生活保護を受給している場合は、自動的に受給できる(移行)

## (3) 老齢基礎年金を補完する生活支援は、平成20年4月1日施行

## 足立区の中国残留邦人等への対応について

(1) 福祉部は、「中国残留邦人等生活支援の推進プログラム」を策定し、遺漏無い給付金対応を図るとともに、支援・相談員を配置し自立支援を展開する。

(2) 福祉部の「中国残留邦人等生活支援の推進プログラム」の骨格は以下とする。

中国残留邦人への生活支援

福祉部内での体制構築の考え方

効率的・効果的な執行体制の具体化

生活支援への対応

(3) 実施体制の構築

施行に係る諸準備は自立支援課が行い、実施体制は以下の内容を基本として構築する。

平成20年度は、自立支援課を基本とし、福祉事務所との協働関係を明確にして確立する

平成21年度は、対象者の理解を得て、地域福祉としての推進を図るため福祉事務所とする。

福祉事務所と自立支援課の協働関係をとともに、地域や民生委員等の関係機関との調整も推進する。

## 中国残留邦人等生活支援の推進プログラムについて

### 1 中国残留邦人等への生活支援の推進

国は、中国残留邦人等への新たな支援策を展開し、老齢基礎年金の満額支給を行う。老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合に「生活支援給付」「住宅支援給付」「医療支援給付」「介護支援給付」「その他政令で定める給付（出産・生業・葬祭等）」を給付する。同時に、中国残留邦人等の置かれている特別な事情に配慮する必要があるとして、「支援・相談員」を配置するとした。

国は、この事業の実施主体を「都道府県・市及び福祉事務所を管理する町村」としており、区は中国残留邦人等の自立支援を目的として、以下の内容を定めて推進する。

### 2 福祉部の推進体制の考え方

中国残留邦人等への「老齢基礎年金による対応を補完する生活支援」は、その対象者を「老齢基礎年金満額支給の対象となる者と配偶者」、「支援給付を受けていた者が死亡した場合の配偶者」、「法施行前に死亡した特定中国残留邦人の配偶者で、現に生活保護を受けている者」としている。

この支援は、対象者の申請に関して、生活保護制度とは異なるものであるが、運用は「生活保護制度を準用」するとしており、生活支援給付等の可否に関する要否判定を的確に実施する必要がある。そのため、法施行による実施体制を以下のように講じる。

また、平成 21 年度の体制は、以下に述べるものであるが、当然、平成 20 年度の実績・実態を踏まえた体制の構築となる。

#### (1) 平成 20 年度及び 21 年度以降の実施体制の構築

中国残留邦人生活支援は、議員立法による法の成立により、平成 20 年 4 月 1 日施行としたため、その執行体制は全く未検討の状況にある。職員体制に余裕の無い中で、法の趣旨及び円滑な対応を図るために、自立支援課と福祉事務所の協働の中で執行体制を確立する。

平成 20 年度は、法施行の当初であり、一括集中処理方式を基本として、「被保護者からの切り替え対象」「新たな生活支援給付申請対象」の双方を、自立支援課と福祉事務所の連携により効率的に実施する。

平成 21 年度以降は、中国残留邦人の地域からの生活の安定化及び地域生活支援事業の展開を踏まえ、より身近な地域からの執行体制が必要と判断した時点で、地域福祉の拠点である福祉事務所での展開とする。

#### (2) 支援・相談員の配置

中国残留邦人の中には、日本語の取得に困難性を持ち、中国語でのコミュニケーションが必要な方々もいる。また、中国残留邦人の歴史的経緯や風土・環境からの理念や人生観等も含めた相談支援体制を必要とする。

支援相談員の配置は、きめ細かい相談による自立支援とするため、自らが中国残留邦人等でもある方々の協力を踏まえ、ピアサポートを推進する支援相談体制を確立する。

### (3) 相談や申請の多面性確保

地域での相談体制を確立することを基本としながら、法施行の緊急対応として、本庁機能と福祉事務所機能の双方で相談・申請受理機能を果たす。平成 20 年度は自立支援課に事務職員及び支援相談員を配置し集中的な対応を行い、以降は事業の安定的支援が見込める時に地域福祉として地域での推進体制に変更する。

## 3 効率的・効果的な執行体制の具体化

### (1) 平成 20 年度

自立支援課と福祉事務所間において推進する中国残留邦人事業を、別途定めた「福祉部の中国残留邦人への対応の骨格(資料 1)」及び「仕組みの構築(資料 2)」を基本に対応する。自立支援課を基本に集中処理方式による対応と、この結果を踏まえ、より詳細な内容を自立支援課が定める。

### (2) 平成 21 年度

中国残留邦人に関する生活支援事業を安定化させ、地域福祉展開方針に基づき、別途定めた「福祉部の中国残留邦人への対応の骨格(資料 1)」及び「仕組みの構築(資料 2)」を基本に対応する。

福祉事務所を基本とした地域推進方式による対応とし、地域支援事業の推進を含め、地域からの推進課題を明らかにする。

### (3) 支援・相談員の活動

支援・相談員の活動は、配置された事業カ所における面接相談だけでなく、訪問による面接相談及び地域福祉の拠点による面接相談を基本とする。

民生委員との協働については、要保護世帯としての中国残留邦人に対する相談支援として、保護受給者の廃止など「情報の提供と日常的な見守り、相談機能」を骨格として、地域自治会や町会など地域とのコーディネート機能の活用を図る。

## 4 生活支援への実務対応について

### (1) 支援事業の内容

生活支援対象者の申請にあたっては、生活保護法第 29 条が準用され、要否判定により給付の可否を判断する。具体的な判断内容は、項目ごとに(収入認定の取り扱い、申請時の現金・預貯金の取り扱い等)取扱が定められており、経験に基づく判断を必要とする業務となる。

具体的には、被保護世帯の対象者は、他法・他施策の優先活用として活用する場合、要否判定を要せず自動的に行うとされ、被保護者以外の新たな申請者へは生活保護制度を準用した要否判定に基づき実施することとなる。

このため、現在の被保護世帯は平成 20 年 4 月 1 日付で保護廃止し生活支援給付金に移行する。また、新たな申請者は平成 20 年 4 月 1 日から申請を受理する。

### (2) 支援事業の運用の基本

老齢基礎年金の満額を収入認定除外

厚生年金報酬比例部分や勤労収入などのその他の収入は、3割を除外

収入申告書の提出は原則年1回

中国残留邦人には就労勸奨しない

生計を別にする2世・3世に扶養照会をしない

中国渡航中は生活支援給付を停止しない、中国渡航費用は収入認定しない

中国残留邦人が死亡した場合、その配偶者は引き続き生活支援を継続する

給付金の支援は、子と同居していることは、制限とならない

上記に定めた以外の運用は生活保護の運用を準用するが、「年金及び補完する生活支援の給付金を原始に預貯金を保有できる」「資産価値500万円未満の不動産を所有することができる」とする。

### (3) 調査及び決定等の事務と支給調書

相談支援・申請による状況把握及び調査等は、支援・相談員が実施する。

入退院等による生活支援給付金の変更に係る実態把握を基本として、支援・相談員が実施する。

中国在留邦人等の生活上で発生する相談は、支援・相談員が自立支援の立場で対応する。

補完する生活支援給付の決定は、職員が行う。

補完する生活支援事業の決定のための帳票類は、別途定める。

○ 外部講師を招き講演会を開催（東京都足立区の事例）  
 ※ 区が直接事業実施、管内の支援対象者数：約300名

＜実施目的及び方法＞

- ◇ 地域と中国帰国者等の相互の文化・スポーツの交流会（例：餃子・郷土料理パーティー、太極拳、太鼓、琴など）により町内会の代表等に中国帰国者等の抱えている問題をまず理解していただき、その後、町内会など地域の行事への参加のサポートなど地域との良好な関係づくりに繋げて行くことを目的とする。
- ◇ 中国帰国者等ほか中国帰国者等の問題に深い知識を持つ、外部講師の講演会を実施する。

＜年間の実施回数、時間及び実施場所＞

- ◇ 回数：年8回（1ヶ月2回×年4月）
- ◇ 時間：12：00～14：00（2時間）
- ◇ 場所：地域学習センター等

＜参加予定者数及び講師数＞

- ◇ 講師数1名、通訳数3名、参加者数40名（うち対象者10名）

＜補助金申請額＞

科目	支出予定額	積算内訳	備考
報償費	128,000	＜地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業＞ ● 地域住民の理解を得るための研修会 (報償費) 講師等への謝礼 1名×年8回×2時間×@8,000円	1時間当たりの単価@8,000円
役務費	56,320	(通信運搬費) 出席者へのパンフレットの送付等 郵便料 44名×年8回×@80円×2	@80円は、定型25g 44人(参加者40人、講師1人、通訳3人)
需用費	57,600	(印刷製本費) パンフレット等の作成 60枚(参加者44名+予備16)×年8回×@120円	1人当たりのパンフレット代 @120円の見込み
需用費	176,000	(消耗品費) 材料費 44名×年8回×@500円	
使用料及び賃借料	120,000	(使用料及び賃借料) 会場使用料 年8回×@15,000円	
合計	537,920	1開催当たり 67,240円	1時間当たりの単価@5,000円



中国「帰国者」・家族とともに歩む練馬の会  
会報第 19 号  
2007.10.11 発行

## ご挨拶

同歩会として事務所を持ち、1996年10月設立総会を行ない、正式にスタートしてから、この10月で12年目に入りました。

日本語教室の中からニーズが広がり、生活相談・通訳派遣・帰国3世の子供たちのための教室・中国語教室・中国料理などの文化交流事業など帰国者自身の力で、少しずつ力をつけ、活動の幅も広がってきました。

遅くなりましたが、07年度総会資料特集号を発行いたします。ご一読の上、ご意見、ご希望お聞かせいただければ、幸いです。

---

## 2007 年度活動方針

同歩会は、これまで、一人一人の小さいけれど、個性ある力を、チームワークで大きな力としながら、地道に活動を続けてきました。今年度も、1生活相談、2通訳派遣、および3日本語教室・母語保持教室・中国語教室・中国語で話そう会などの教室、4文化交流事業の4つの柱を、活動の基本とします。

これまでの交流事業の中でも、中国料理教室や餃子などのバザーは、好評でした。中国の食文化は、中国文化の中でも最も馴染みがあり、交流の窓口にもしやすいものです。今年度も、餃子・肉饅などのバザーに積極的に取り組むなど、食文化の交流にも力を入れ、日頃活動に参加する機会の少ない会員も楽しめるようにしたいと思います。

国費帰国の「中国残留孤児」本人ですら、国の生活保障は充分ではなく、「中国残留孤児国家賠償訴訟」も各地で提訴されています。国費帰国の親に隋いて私費で来日する中国帰国者家族は国の統計には表れませんが、いまだ多く、公的援助なしに努力し生活しています。

私たちは国費帰国者のみを帰国者と捉えることなく、自らの努力で帰国し生活している広義の「帰国者」家族も含め、ともに力をあわせる事を同歩会の理念とします。約100世帯の練馬に住む「帰国者」が、同歩会にかかわりを求め会員となり、あるときは力を借り、またあるときは力を出し合っています。

私たち「帰国者」とボランティアは、学校や職場での生活の安定を目指し、また相互の文化を大切に、新しい世代を育成するために、生活相談・通訳派遣・日本語教室他各種事業に取り組み、地域の他団体、公的機関とも力をあわせ共に歩んでいきたいと思ひます。

## 所沢定着促進センター入所者の期別内訳

期別	入所年月	退所年月	世帯数	人数	孤児世帯数	孤児数	中国婦人等世帯数	中国婦人等数	樺太帰国者世帯数	樺太帰国者数
第1期	昭和59年 2月	昭和59年 5月	5	18	5	18				
第2期	昭和59年 3月	昭和59年 6月	3	19	3	19				
第3期	昭和59年 4月	昭和59年 7月	9	49	9	49				
第4期	昭和59年 6月	昭和59年 9月	4	22	4	22				
第5期	昭和59年 8月	昭和59年11月	5	28	5	28				
第6期	昭和59年10月	昭和60年 1月	7	29	7	29				
第7期	昭和59年12月	昭和60年 3月	10	44	10	44				
第8期	昭和60年 2月	昭和60年 5月	8	37	8	37				
第9期	昭和60年 4月	昭和60年 7月	7	34	7	34				
第10期	昭和60年 6月	昭和60年 9月	5	20	5	20				
第11期	昭和60年 8月	昭和60年12月	8	42	8	42				
第12期	昭和60年10月	昭和61年 2月	8	36	8	36				
第13期	昭和60年12月	昭和61年 4月	11	55	11	55				
第14期	昭和61年 2月	昭和61年 6月	9	37	9	37				
第15期	昭和61年 4月	昭和61年 8月	11	49	11	49				
第16期	昭和61年 6月	昭和61年10月	12	49	12	49				
第17期	昭和61年 8月	昭和61年12月	9	46	9	46				
第18期	昭和61年12月	昭和62年 4月	30	131	30	131				
第19期	昭和62年 2月	昭和62年 6月	29	112	29	112				
第20期	昭和62年 4月	昭和62年 8月	28	115	28	115				
第21期	昭和62年 6月	昭和62年10月	25	107	25	107				
第22期	昭和62年 8月	昭和62年12月	28	124	28	124				
第23期	昭和62年10月	昭和63年 2月	28	117	28	117				
第24期	昭和63年 2月	昭和63年 6月	47	179	47	179				
第25期	昭和63年 6月	昭和63年10月	53	226	53	226				
第26期	昭和63年10月	平成元年 2月	52	217	52	217				
第27期	平成元年 2月	平成元年 6月	41	156	41	156				
第28期	平成元年 6月	平成元年10月	39	160	39	160				
第29期	平成元年10月	平成 2年 2月	41	159	41	159				
第30期	平成 2年 2月	平成 2年 6月	33	117	33	117				
第31期	平成 2年 6月	平成 2年10月	27	86	27	86				
第32期	平成 2年10月	平成 3年 2月	33	137	33	137				
第33期	平成 3年 2月	平成 3年 6月	38	127	38	127				
第34期	平成 3年 6月	平成 3年10月	38	130	38	130				
第35期	平成 3年10月	平成 4年 2月	23	66	23	66				
第36期	平成 4年 2月	平成 4年 6月	27	88	27	88				
第37期	平成 4年 6月	平成 4年10月	21	59	21	59				
第38期	平成 4年10月	平成 5年 2月	31	92	31	92				
第39期	平成 5年 2月	平成 5年 6月	31	87	31	87				
第40期	平成 5年 6月	平成 5年10月	40	85	28	73				
(第1期)	平成 5年 9月	平成 5年11月					12	12		
第41期	平成 5年10月	平成 6年 2月	42	83	27	68				
(第2期)	平成 5年11月	平成 6年 2月					15	15		
第42期	平成 6年 2月	平成 6年 6月	33	72	28	67				
(第3期)	平成 6年 2月	平成 6年 6月					2	2		
(第4期)	平成 6年 3月	平成 6年 6月					3	3		
第43期	平成 6年 6月	平成 6年10月	32	85	30	77				
(第5期)	平成 6年 5月	平成 6年10月					2	8		
第44期	平成 6年10月	平成 7年 2月	34	109	22	56				
(第6期)	平成 6年10月	平成 7年 2月					11	52		
(第7期)	平成 6年12月	平成 7年 2月					1	1		
第45期	平成 7年 2月	平成 7年 6月	29	101	19	57				
(第8期)	平成 7年 2月	平成 7年 6月					10	44		
第46期	平成 7年 3月	平成 7年 8月	12	45	5	14				

期別	入所年月	退所年月	世帯数	人数	孤児世帯数	孤児数	中国婦人等世帯数	中国婦人等数	樺太帰国者世帯数	樺太帰国者数
(第9期)	平成 7年 3月	平成 7年 8月					7	31		
第47期	平成 7年 6月	平成 7年10月	30	112	16	50	14	62		
第48期	平成 7年10月	平成 8年 2月	41	160	24	86	17	74		
第49期	平成 8年 2月	平成 8年 5月	41	131	32	94	9	37		
第50期	平成 8年 6月	平成 8年10月	42	148	29	89	13	59		
第51期	平成 8年10月	平成 9年 1月	34	136	20	71	14	65		
第52期	平成 9年 2月	平成 9年 6月	34	100	29	83	5	17		
第53期	平成 9年 6月	平成 9年10月	23	87	19	73	4	14		
第54期	平成 9年10月	平成10年 2月	35	137	32	125	3	12		
第55期	平成10年 2月	平成10年 6月	22	96	20	87	2	9		
第56期	平成10年 6月	平成10年10月	22	86	20	77	2	9		
第57期	平成10年10月	平成11年 2月	21	86	16	67	1	5	4	14
第58期	平成11年 2月	平成11年 6月	23	100	19	82	1	7	3	11
第59期	平成11年 6月	平成11年10月	19	67	14	51			5	16
第60期	平成11年10月	平成12年 2月	20	77	15	53	1	5	4	19
第61期	平成12年 2月	平成12年 6月	17	82	11	52	4	22	2	8
第62期	平成12年 6月	平成12年10月	15	59	10	44	2	6	3	9
第63期	平成12年10月	平成13年 2月	14	54	9	36	2	8	3	10
第64期	平成13年 2月	平成13年 6月	11	44	5	19	4	21	2	4
第65期	平成13年 6月	平成13年10月	14	66	7	31	6	30	1	5
第66期	平成13年10月	平成14年 2月	9	39	5	19	3	16	1	4
第67期	平成14年 2月	平成14年 6月	14	60	10	42	3	13	1	5
第68期	平成14年 6月	平成14年10月	13	52	7	27	5	20	1	5
第69期	平成14年10月	平成15年 2月	10	38	5	21	3	10	2	7
第70期	平成15年 2月	平成15年 6月	5	19	3	12	2	7	0	0
第71期	平成15年 6月	平成15年10月	3	9	0	0	0	0	3	9
第72期	平成15年 7月	平成15年12月	5	19	4	15	1	4	0	0
第73期	平成15年10月	平成16年 2月	4	10	2	6	1	3	1	1
第74期	平成16年 2月	平成16年 6月	6	24	2	10	1	5	3	9
第75期	平成16年 6月	平成16年12月	8	14	0	0	2	4	6	10
第76期	平成16年12月	平成17年 6月	12	47	7	30	3	15	2	2
第77期	平成17年 6月	平成17年12月	8	27	1	6	4	17	3	4
第78期	平成17年12月	平成18年 6月	10	42	7	31	1	3	2	8
第79期	平成18年 7月	平成18年12月	6	21	3	11	2	9	1	1
第80期	平成19年 1月	平成19年 7月	9	44	6	31	1	5	2	8
第81期	平成19年 7月	平成19年12月	8	37	5	25	3	12	0	0
第82期	平成20年 1月	平成20年 7月	11	40	3	14	6	24	2	2
第83期	平成20年 7月	平成21年 1月	14	53	5	22	8	28	1	3
計			1,729	6,409	1,455	5,410	216	825	58	174

【中国帰国者】

孤児世帯 1,455 世帯 5,410 名  
 婦人等世帯 216 世帯 825 名

【樺太帰国者】

婦人等世帯 58 世帯 174 名

計 1,729 世帯 6,409 名